

平成23年7月8日

検事長（東京、大阪、広島、福岡、仙台、札幌、高松） 殿

検事正（横浜、さいたま、千葉、京都、神戸、広島、福岡、仙台、
札幌、高松） 殿

次長検事 小津博司

特別刑事部が取り扱う独自捜査事件の取調べの録音・録画の試行について（依命通知）

本日から、標記試行を実施することとしたので、各庁におかれては、下記のと
おりの取扱いをされるよう願います。

記

1 試行の実施

本試行は、本日以降に被疑者を逮捕した事件について行う。

2 被疑者が取調べの録音・録画を拒否した場合の対応及び録音・録画した記録 媒体の取扱い

被疑者が取調べの録音・録画を拒否した場合の対応及び録音・録画した記録
媒体の取扱いについては、本年2月23日付け当職依命通知「特別捜査部が取
り扱う事件の取調べの録音・録画の試行について」（以下「2月23日付け依
命通知」という。）の該当部分を準用する。

3 試行指針

本試行については、2月23日付け依命通知別紙1「録音・録画試行指針」
を準用する。この場合において、同試行指針中、「特別捜査部」とあるのは「特
別刑事部」と、「平成23年3月18日」とあるのは「本日」と読み替えるも
のとする。